

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第21回全体会 議事録

日時：平成30年10月16日（火）10：00～12：00

場所：白山会館 大平明浄の間

## （1）会長及び副会長の選出

（障がい福祉課長補佐）

それではこれより次第にしたがいまして、議事にうつらせていただきます。次第の3議事、(1)会長及び副会長の選出にうつります。始めに会長の選出ですが、会長は委員の方の互選により定めることになっております。選出の方法は委員の皆様からのご推薦により行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（障がい福祉課長）

皆さまからのご推薦は特によろしかったでしょうか。無いようであれば、私ども事務局のほうから推薦させていただきたいと思いますが、事務局といたしましては、東区の自立支援協議会の会長であります広岡委員を推薦したいと思います。広岡委員につきましては、自己紹介でもありましたけれど、日中活動系の事業、相談支援事業、それから障がい児の通所施設等を運営する社会福祉法人の理事長であるほか、知的障がい者の相談員としてもご活躍されていると伺っておりますので、広岡委員はいかがかなということでご推薦させていただきます。

（拍手）

（障がい福祉課長補佐）

ありがとうございます。皆様のご賛同をいただきまして、会長は広岡委員に決定いたしました。ここからの議事につきましては、新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、広岡会長に議事進行をお渡ししますのでよろしくお願いいたします。それでは、恐れ入りますが、広岡会長には議長席にご移動いただきまして一言ごあいさつをいただきたいと思っております。

（広岡会長）

改めまして、東区自立支援協議会の会長をしております広岡です。よろしくお願いいたします。前回に引き続き、今年で2期目ということになりますが、前回やってきまして新潟市の障がい者施策に係る取り組みに関してようやくわかってきたかなというところであります。今後

2年間皆様のお力をお借りして、これからまたがんばっていきたいと思いますので皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。 それでは着座にて失礼いたします。

それでは、次に副会長の選出ですが、副会長は新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第4項の規定により、委員のうちから会長が指名することになっております。私といたしましては、今年度西区自立支援協議会の会長であります海老副会長を推薦いたします。海老委員は現在入所施設の管理者を務めておられますし、過去には相談支援専門員として新潟市の相談支援事業に携わっていらっしゃったこともあり、適任と考えております。皆様いかがでしょうか。

(拍手)

(広岡会長)

ありがとうございます。それではただ今ご承諾いただきましたので、海老副会長には副会長席に移っていただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

(海老副会長)

ただ今、ご指名をいただきました、西区自立支援協議会の会長をさせていただきます海老と申します。私も広岡会長と同様、2期目ということになります。その間運営事務局会議等にも入れさせていただき、隅々の困りごとなども改めてまた知ることができた次第でございます。本当に身の引き締まる思いでございます。また、皆様方のお力をお借りしながら、精一杯務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(広岡会長)

海老副会長、よろしくお願いいたします。

## (2) 区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画

(広岡会長)

それでは次第にしたがいまして、これより議事を進行させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

次第に沿っていきますが、議事(2)区自立支援協議会の特徴的な取り組み・成果及び今後の計画についてです。これに関しましては、今回は全体会での口頭説明は省略させていただくことを事前資料送付文に記載させていただきました。本日は報告内容が非常に多く、限られた全

体会の時間をより有効的にするためにご了承ください。

事前配付資料に目をとおしていただいていると思いますので、各区の取り組みについて何かご質問やご意見はありますでしょうか。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。まだ始まったばかりですが、時間の都合上、こちらはすでに見ていただきますでしょうか、ご確認のほどよろしくをお願いいたします。

### (3) 相談支援連絡会における各班の報告

(広岡会長)

続きまして、議事(3) 相談支援連絡会における各班の報告についてです。概要につきましては、相談支援連絡会の副会長である障がい者基幹相談支援センター西、竹田主任相談員より説明していただき、それぞれの各班の活動進捗状況につきましては、各班の班長や副班長などとしてメンバーとなっておられる、本日出席されております各基幹相談支援センターの相談員から説明をしてもらおうと思っております。

それでは、竹田委員にまずお願いしたいと思います。

(基幹相談支援センター西 竹田相談員)

おはようございます。相談支援連絡会副会長ということで、報告をさせていただきます。

本来ですと、会長になっていただきました本日欠席の本多委員が、会長ということでこの任務をさせていただく予定だったのですが、欠席ということで私が代理をさせていただきます。

資料は次第の次のページを見ていただいて、資料2をご覧くださいと思います。これが現在の新潟市障がい者地域自立支援協議会の組織図になっておりまして、ちょうどピラミッドの右側の半分のところに相談支援連絡会ということで、運営事務局会議にぶら下がった形での組織が位置付けられております。これが今年から設置されまして、内容的には4つの班活動ということで構成されております。

4つの班は、私ども新潟市基幹相談支援センターは6本柱という6つの柱の活動をやらせていただいておりますが、一般相談とそれから差別解消・共生条例、この2つの課題を除いた4つの課題をそれぞれの班活動に設置しまして、相談支援体制強化班、権利擁護班、地域移行・定着班、療育等支援班ということで設置されております。

相談支援連絡会といいますのは、この4つの班の活動を統括して運営事務局会議、全体会という形できちんとつなぎ合わせた活動をやっていくというような形の調整役を図っていく会議になっています。

実際は各班の班長に集まっておいただき、そこに介護給付係、そして新潟県地域生活定着支援

センターの本多委員に会長になっていただいて、全体を調整しながら行うという形で今年から始めてきました。

今まで、2回の会議をさせていただいております。6月27日、そして8月23日です。

すでに各班では活発な活動が展開されておりまして、その全体の進捗を確認しながら全体の方向性をこの自立支援協議会の全体会の活動にきちんと成果を結実できるような形に収れんするような形での調整を行っております。

さて、それではせつかくの時間ですので班の活動の報告をしっかりと行っていただきたいと思っております。最初に、相談支援体制強化班からの報告をよろしくお願いたします。

(基幹相談支援センター秋葉 荒木相談員)

相談支援体制強化班より報告をさせていただきます。相談支援体制強化班は、計画相談支援事業所の整備と人材育成の取り組みの2本柱で年間計画を立てました。

現状の課題としましては、一つ目は相談支援事業所の数と相談支援専門員の人数についてです。相談支援事業所や相談支援専門員が慢性的に少ないため、身近な地域の相談支援事業所が依頼を受けきれず、他の区の相談支援事業所に依頼している地域があるなどの現状があります。そのため、現に相談支援事業所等を実施している法人、今後相談支援事業所の開設を検討している事業所向けに、平成30年度福祉サービス等報酬改定の概要や、パネルディスカッションをとおして相談支援体制の現状をご説明させていただき、今後の新潟市の相談支援体制の評価にご協力いただきたく11月に説明会を開催いたします。

二つ目の課題としましては、質の高い相談支援の人材育成についてです。昨年度までは、相談支援従事者向けに研修を行ってきましたが、どのような人材に育てていくかのビジョンがありませんでした。

今年度は新潟県の人材育成ビジョンをもとに、資料2の4ページの新潟市の相談支援事業における人材育成ビジョンを作成し、それに基づいて研修を行っていくことといたしました。

現任者向け研修は7月と10月、初任者向け研修は10月に実施いたしました。

内容といたしましては、現任者向け研修は基幹相談支援センターと県主催の地域リーダー研修受講者より現任者に対して、ケアマネジメントプロセスの再点検とファシリテーション技術についての研修を行いました。

初任者向け研修は相談支援体制強化班メンバー、基幹相談支援センター、行政のフォローのもと、現任者向け研修の受講者より初任者向け研修受講者へ会議のコツについて伝えたり、ともに考える研修を行いました。報告は以上です。

(基幹相談支援センター西 竹田相談員)

次に権利擁護班の報告をお願いします。

(基幹相談支援センター中央 山田相談員)

権利養護班の報告をさせていただきます。新潟市障がい者基幹相談支援センター中央の山田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、権利養護班の箇所をご確認ください。本日は班長でありますしなのがわ総合法律事務所の高橋さん、あと副班長であります基幹支援相談支援センター秋葉の杉山さんが欠席ということで、班のメンバーであります山田が代わりに報告をさせていただきたいと思います。

まず、1回目の6月13日の会議ですが、一応1回目ではあります形としましては班の立ち上げに向けた準備会議ということで集まっております。その際に話し合われたことですが、権利擁護の範囲はとて広いのですが、今年度は虐待を中心に組みこんでいこうという話し合いになっております。

2回目の会議が8月に行われましたが、それに向けて虐待対応のフローを再確認してコアメンバー会議のあり方も検討しようではないかということで1回目の会議を終えております。

2回目の会議ですが、8月29日、これが事実上の1回目の会議となります。

あと、メンバーの中に地域包括支援センターの社会福祉士の方がいらっしゃいまして、高齢者福祉の虐待のフローと障がい福祉を比べたときに、やはり高齢者福祉は障がい福祉よりもシステムができあがっているように思うというご意見がありました。

確かに、地域包括支援センターは虐待のフローの中にきちんとコアメンバー会議にも位置付けられているのですが、基幹相談支援センターの相談員はその位置付けではありません。それは国の制度の違いでもあるのですが、そのあたりをもう少し基幹相談支援センターの役割というものを検討していったらいいのではないかと意見が挙がっております。

今後の活動についてですが、障がい者虐待対応フローチャートの見直しを行っていく予定です。先ほども申しましたが、基幹相談支援センターの役割を盛り込めないかと。虐待対応の件数が年間20何件ということで、その件数があがったときに基幹相談支援センターにもお声がけをいただければ、そんなに難しい数ではないのかということで今、その方向で調整しているところです。権利擁護班からは以上です。

(基幹相談支援センター西 竹田相談員)

続いて、地域移行・定着班をお願いします。

(基幹相談支援センター西 丸山相談員)

地域移行・定着班から発表をさせていただきます。地域移行・定着班に関しましては、精神科の病院でありますとか入所施設で住んでいらっしゃる方が地域へ戻って生活をするためというところでの班活動になります。

今年度に関しては、すでにあるのですけれども新潟市精神障がい者地域生活を考える関係連絡会議という会議がありますが、そちらの会議のメンバーが主に班の中心として動いております。

今年度の活動ですけれども、現在精神科の病院に掲示されている、退院を目指している方とか望んでいる方のための退院促進事業というものが過去にあったのですけれども、その古いポスターがまだずっと 10 年くらい貼ってあるということでしたので現状に則していないということもありますので、班で今年度にポスターをリニューアルしたいと思っております。それで、各病院内、関係機関に配付させていただいて、掲示を改めさせていただくということを考えております。

あと、病院で地域移行の促進、地域移行に関して様々な活動をしていらっしゃるのですけれども、なかなか我々福祉側には見えてこなかったりでありますとか、福祉の相談支援事業所もいろいろな活動をしているのですけれども、病院側も理解できていなかったりと、お互い分かっていないことがありますので、情報の交換をしたり、アンケートを採らせていただいて情報の共有をさせていただければと思っております。

11月6日ですけれども、こちらには書いていないのですけれども、地域移行・地域定着をやっているいらっしゃる相談支援事業所が一堂に会していただいて情報交換会をやって、こちらに書いているアンケートの内容等を考えていこうと考えております。

(基幹相談支援センター西 竹田相談員)

次に療育等支援班、お願いします。

(基幹相談支援センター東 伊藤相談員)

お願いいたします。資料2の8ページをご覧ください。療育等支援班、基幹相談支援センター東の障がい児支援コーディネーターの伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

療育等支援班では、運営事務局会議から平成29年12月1日区の報告会、西蒲区からあがっていた重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者の、より身近な地域で利用できる福祉サービスの充実についてということで議題に上がっておりました。その調査を依頼されておりますので、まず一つ目に重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者の、より身近な地

域で利用できる福祉サービスの充実についてということテーマにあげています。

こちらは、既存の重症心身障がい児支援ネットワークにいがたで、すでに会議が持たれておりましたので、既存の会議を利用させていただくということで、第1回9月26日の会議で了承を得ましたので、そちらを活用させていただいて、今後可視化ということで重症心身障がい児や医療ケアが必要な方たちが、なかなか地域でサービスを受けられていないというところで、遠くまで足を運んでいらっしゃる現状がありますので、そこを社会資源マップづくり、まず全市での人数調査、あとそれから卒業後の進路に学校の先生たちはかなり困っていらっしゃるということでしたので、その調査を行って可視化をしていきたいと思っております。その調査の中で見えてきたことを来年度の活動に生かしたいと考えております。

二つ目ですが、新潟市の療育等支援事業のあり方についてということで、基幹相談支援センターで委託を受けているこの事業がなかなか今まで何をしますとか、具体的にどこで成果を出して報告しますという形でやってこなかった部分がありまして、障がい支援コーディネーターがまずそもそも何をすべきか、ということ今年度見つけていきたいと思っております。

まず、今年は各区の療育支援の地域診断を行うということにさせていただいております。

今、新潟市内には療育が受けられる場所がすごくたくさんあります。全市で見るとかなり充実しているように思うのですが、横のつながりがなかなかなく、その場その場で療育が行われておりますので、その体制整備に障がい児支援コーディネーターが何ができるのかということを考えていきたいと思っております。すでに1回、2回、3回と会議が開催されておりまして、現在地域診断の調査票を持って、障がい支援コーディネーターが地域診断をするという段階まできております。次回の会議予定が12月ですので、今後、地域診断の内容をまとめさせていただいて来年活動計画を作成して、実際に体制整備について動き始めたいと思っております。

そして、ここには研修を未定で書かせていただいていたのですが、少しスケジュールがかなりタイトですので、この研修に関しては来年度開催する予定として、準備を始めることといたしました。以上です。

(基幹相談支援センター西 竹田相談員)

以上4つの班の現況の進捗状況を聞かせていただきました。皆さんには大変申しわけございません。本当は、相談支援連絡会の名簿というものを今日資料として配付しなければいけなかったのだということを改めて今気づいてしまいました。後で事務局から名簿をお配りさせていただきますが、私から口頭で簡単にどんなメンバーが班長になっているかをご報告させていただきます。

まず、全体の会長は先ほど申しあげました新潟県地域定着生活支援センターのセンター長で

あります、この全体会の委員でもある本多委員が会長ということになっております。私が基幹相談支援センターの立場から補佐をするということで、副班長を務めている竹田でございます。それから、相談支援体制強化班の班長は自立支援センターまんにちの相談支援専門員でいらっしゃいます関川さんに班長になっていただいております。そこの班の中に基幹相談支援センター相談員以外のメンバーでは障がい者生活支援センターわぁ〜らくの所長の本井さん、地域生活支援センターゆとりあの相談支援専門員であります鈴木さん。それから、区のほうからも江南区の健康福祉課障がい福祉係の係長の小柳さんからも入っていただいて、それで相談支援体制強化班ということを構成しております。そこに私ども基幹相談支援センターのメンバーが入っております。

それから、権利擁護班の班長は、先ほども基幹相談支援センター中央の山田相談員からご報告いただきました、しなのがわ総合法律事務所の弁護士であります高橋直己弁護士に班長になっていただいております。それ以外の基幹相談支援センター職員以外の班員は、地域包括支援センター岩室の保健師の近山さんに入っていただいております。さらに、新潟市の障がい者虐待防止センター、虐待防止員の伊藤さん、そして区からは西区の障がい福祉係長であります山田係長に入っていただいているというのが権利擁護班になります。

地域移行・定着班ですが、地域移行・定着班は、班長に新潟信愛病院の精神保健福祉士の永峯さんに班長になっていただいております。基幹相談支援センター相談員以外のメンバーでは、白根緑ヶ丘病院の精神保健福祉士の寺尾さん、南浜病院の看護師の和気さん、こころの健康センターの精神保健福祉相談員の富樫さん、それから区からは北区の障がい福祉係の副主査の樺沢さんが地域移行・定着班のメンバーです。

療育等支援班の班長は先ほど報告しました、基幹相談支援センター東の伊藤相談員が班長を務めております。基幹相談支援センター職員以外のメンバーということでいきますと、子育てなんでも相談センターきらきらのコーディネーターの川村さん、J O I Nの相談員の高橋さん、こころの主査の松浦さん、東区の地域保健福祉担当の主査の羽田さん、それから障がい福祉課介護給付係の工藤さんに入っていただいて、こういったメンバーで全体を行っていることを報告させていただきたいと思います。資料が漏れて申しわけありませんでした。ということで、全体の報告を会場にお返ししたいと思います。

(広岡会長)

竹田委員、ありがとうございました。また、各班の説明をしていただいた方々、本当にありがとうございました。

それでは、これからいろいろな問題がありましたら、相談支援連絡会の4つの班に落として



いって、もんでもらおうというような、今年からの目玉的な実施だと思えます。こちらに関して、今、各班から説明がありましたので、どこの班でも結構です。皆様から質問を受けたいと思えますので、質問がある方は挙手願いたいと思えます。いかがでしょうか。

坂詰委員お願いいたします。

(坂詰委員)

南区にあります、新潟白根総合病院の坂詰です。5 ページの権利擁護班の課題についてお伺いしたいのですが、今年度は障がい者虐待対応を中心に取り組むということがありますが、障がい者に限っていて、障がい児についてはどのようなお考えでいらっしゃるのか。もし、障がい児も含めてということであれば、どこともう少し連携をとっていこうとお考えなのかを伺わせてください。

(障がい福祉課介護給付係長)

まず事務局から。あとは適宜付け加えていただければと思えます。

まず、組織的なもので申し訳ありませんが、障がい児につきましては、こども未来部の児童相談所。今日もオブザーバーということで出席しておりますが、そちらのほうが対応ということになります。

自立支援協議会につきましては、ご存じのとおり「者」というところ。18 歳、高校卒業以上ということになりますが、ただ本日も児童相談所の職員も来ておりますので、そちらと連携を図りながら、虐待というところにつきましては対応していこうと思えます。当然ですが、児童の方も 18 歳になれば「者」になりますので、当然情報提供をやりながらスムーズに対応していきたいと思えます。よろしく願います。

(広岡会長)

よろしいでしょうか。

今もお話があったのですけれども、児童相談所の管轄ということですので、指針だとかこれから頑張っていきたいとか、児童相談所の田中係長、一言お願いいたします。

(児童相談所こども相談課相談受理係長)

お疲れ様です。児童相談所の田中です。虐待に関しては、今ほど説明のあったとおり「児」に関して、障がい児だけではなくて 18 歳未満のお子さんに関しては、通告を受けさせていただければ、こちらのほうで対応させていただいています。よって、特に障がいだからとか一般だ

からということとは全く関係なく「児」として扱わせていただいていますので、仮にご心配なことがあれば、児童相談所にご相談、通告をいただければ対応をさせていただきます。

(広岡会長)

ありがとうございます。坂詰委員、よろしいでしょうか。

他にぜひ聞いておきたいとか、また、付け足しておきたいとかといったことがありましたら、よろしいでしょうか。

(基幹相談支援センター西 竹田相談員)

名簿は配れなかったのですが、今見てみたら、各班の報告書の中にメンバー構成という欄があつてそこに全部のメンバーが書いてありますので、一応それをご覧になってください。補足です。

(広岡会長)

ありがとうございます。私から意見を一つだけ。相談支援体制強化班の方でしょうか。現在相談支援事業所の不足、それから相談支援専門員の不足ということが、今も話がありましたけれども、これを解決していかないと、これから新たにサービスを使うにも困るのではないかという意見が非常に多く挙がっております。こちらは要望なのですけれども、中央区ですとか東区ですとか、あるところには相談支援事業所はあるのですけれども、1、2か所しかないような所も聞いております。そのところ、ぜひとも要望なのですけれども、圏域的に少ないところに事業所を設置できるようにまた相談支援専門員をしっかりと増やしていただくような何か施策ですとかそういったものを作っていただきたいと思いますと思っておりますので、期待しております。

よろしいでしょうか。事務局、よろしく申し上げます。

(障がい福祉課介護給付係係長)

会長から今お話がありました、相談支援事業所の件ですけれども、情報提供ということで4月以降、2事業所が追加になっております。なおかつ、11月にまた2事業所ということの追加となっております。

今現在、こちらでは介護保険サービスのケアマネ（居宅介護支援）が少しだぶついているとか、余っているような情報もキャッチしておりますので、そちらに依頼する、及び来月になりますけれども、相談支援専門員の方ではなくて法人の代表の方等を集めさせていただいて、

研修会といいますかビジネスモデルになるのだというような部分と、あとは社会貢献ということとでどうにか協力をさせていただきたいという説明会を相談支援体制強化班でやらせていただこうと思いますが、そちらの強化については緊急の重要事項となっておりますので、対応させていただこうと思いますのでお願いいたします。

(広岡会長)

杉本係長、ありがとうございました。併せてこれも要望なのですけれども、相談支援専門員の質という問題もあろうかと思えます。そのところは先ほどもありましたけれども、研修会ですとか、いろいろな相談支援専門員同士の情報の連携ですとか、そういったものをしっかりと身に付けていただいて、質を担保してもらいたいということも、一つ要望しておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

皆さんのほうからはよろしいでしょうか、何かここで聞いておきたいということはありませんか。なければ、本日2時間という長丁場ですので、ここで一旦休憩を挟ませていただきたいと思います。

(休 憩)

#### (4) 運営事務局会議の報告

(広岡会長)

続きましては、議事(4)運営事務局会議の報告についてです。こちらは海老副会長より説明していただきたいと思います。それでは、海老副会長お願いいたします。

(海老副会長)

それでは、資料3をご覧ください。すでに事前配付されている資料でございますので、委員の名簿を見ていただければと思えますし、検討内容等と右側の部分の細かな説明については省略させていただきたいと思います。

まず昨年度までの要望・検討事項ということについて、2ページになります。夕方支援についてということで、北区の自立支援協議会より出されている内容でございます。これにつきましては、右側の真ん中のあたりに状況というようなところで書かれてありますとおり、北区で引き続き検討をしていただきます。

卒業後の利用時間が原因で家族が仕事を辞めざるを得ないケースなど、北区の実態としてはそんなに多くないと、少ないと伺ってはおりますけれども、改めて区での詳細な課題分析を依

頼したいと考えております。それを踏まえて運営事務局会議で検討することとしております。

続きまして、(2) 相談支援事業所の整備についてということで、これにつきましては先ほど相談支援体制強化班の中でも、事務局からの報告にもあったように相談支援体制強化班での検討を続けていくということです。

また、繰り返しになりますが、現在の指定状況は4月より新規で立ち上がっている事業所が2か所あります。あと、11月に指定予定が江南区と秋葉区でそれぞれ1か所ずつ予定をされているということと、それ以外に中央区と江南区で1か所ずつ検討中という情報もいただいております。引き続き相談支援体制強化班で検討させていただきます。

3 ページになります。(3) 重症心身障がい児や医療ケアが必要な障がい児者のより身近な地域で利用できる福祉サービスの充実についてということで、これも先ほどの療育等支援班の報告にもあったように、療育等支援班での協議を継続していただきます。

今年度は市内における社会資源や支援対象者の分布を調査する予定としております。

続きまして、(4) 自立支援協議会の体制の見直しについてということになります。これについては、課題を整理しまして検討する場として、相談支援連絡会に先ほどからお話があるように4つの班、相談支援体制強化班、権利擁護班、地域移行・定着班、療育等支援班の4つが立ち上がったわけですけれども、それを設置しましたので、そこでの協議の場という形になります。

なお、就労支援関係の課題につきましては、運営事務局会議の中で検討させていただくこととしております。

続きまして、4 ページ (5) 移動支援事業についてです。これについては、西区の自立支援協議会から出されている検討課題であります。これにつきましては課題の検討と分析についてまず西区で引き続き検討することとしました。近々では、11月5日、来月になりますが、西区内の移動支援事業所に集まっていただいて、そこでまずは課題の検討と分析を行い、その後、移動支援ワーキングという形で立ち上げる予定としております。それを踏まえて、また運営事務局会議の中で検討するというような形で、まずは西区で持ち帰るという形になっております。

続きまして5 ページ、4、今年度の検討課題についてということになります。まず(1) 入所待機者の解消についてというところになります。これにつきましては、現在新潟市内の入所待機者数は、大体140人前後で推移をしております。どんどん増えているといった状況ではないのですが、順番がきても入所をお断りされたりするケースも多くありまして、本当に入所を希望されている方がすぐに入れる状況ではないような現状があります。

それと、県が行っています入所調整会議を市で担当するというのもしてはどうかというご提案もいただいております。その辺は現実的でないという部分もございます。

北区および運営事務局会議で引き続き検討とします。例えば、施設入所者の地域移行、例えばグループホームへの移行であったりとか、あるいは介護保険事業所へ移るといったようなことも方策として考えられるのではないかとということで検討を加えていく予定としております。

続きまして、(2) 緊急時の短期入所の利用についてということです。短期入所の支給決定の際に区や相談支援事業所から緊急に利用することが起きたときを想定して事前に短期入所を利用してはどうかというようなことで、ご本人やご家族に勧めてはいるのですが、なかなか保護者の方の理解が得られないために利用に至らないケースが多く、いざ緊急時に今度受入れ事業所側としてはご本人の特性が分からないために受入れを躊躇してしまうということも現実としてはあるようです。

短期入所事業所も非常に増えてきておりますし、緊急の短期入所の受入加算であるとか、そういった算定要件の変更などもありまして、受入れの環境としては非常に向上しているのではないかと考えております。

事前の利用、例えばお守りのために短期入所の支給をいただいているのではなくて、お試しの短期入所をしていただくような促しなど、ケースワーカー会議等での場を含めて現状を確認していくという予定にしております。

続きまして、最後になりますが、医療的ケアが必要な障がい児者の対応に係る検討の場の設置についてということになりますが、まず本年度は相談支援連絡会の中に療育等支援班があるわけですが、そこで地域診断を行うというような、先ほどもご報告があったかと思えます。地域診断を行った後に、医療的ケアの必要な方が地域にどのくらいいるのかという確認も行っていきます。区における検討は秋葉区自立支援協議会、市における検討は療育等支援班が担当していくということになっております。以上が第1回6月5日に行われた運営事務局会議、第2回が8月28日に行われております運営事務局会議の議事報告ということとなります。

(広岡会長)

海老副会長ありがとうございました。

このような形で運営事務局会議を開催させていただきました。この中で、皆さんからこれについて聞きたい、これについて要望、意見等々ありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

菊地委員お願いいたします。

(菊地委員)

お世話になっております。私は、北区の会長と入所施設の施設長という立場から、5 ページ

の入所待機者の解消についてということで、私どもの施設で40名を超える待機者がいまして、この中の入所順番が回ってきても断るケースが後を絶たないという。いくらか相談員からそんなケースもあると聞いているのですが、あまり具体的にイメージが湧かないですけれども、この辺、後を絶たないというのはどのようなイメージなのか。教えていただければと思います。

(広岡会長)

事務局、どうでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

事務局からですけれども、イメージ的には「〇〇施設が空きました。」と連絡があった場合に各区健康福祉課の担当に繋ぐのですが、例えば待機順1番の方に電話すると少しまだそのタイミングではないのでということで、お父さん、お母さんからの断りがある場合があります。この前は、待機順6番目、7番目の人までそういうような形だったことがあります。先ほど、短期入所のお守り的な利用という話が出ましたが、施設入所支援もいわゆるお守りというような形で待機をしている方が現実的に多いのかと。事務局としてのイメージですけれども、真に必要な人につきましては、市内に関わらず入所施設を探して入所していただいておりますので、イメージ的にはまだ頑張れるけれども、いつかは入所したいという意味合いで待機されている方が多いのかなというのが現状とっております。

(菊地委員)

よく分かりました。そういった年間にするとだいぶ断る件数があるというようなことでしょうか。そうすると入所の順番というか、これが本当の仕組みづくりとして、例えば十何位でも緊急に入りたい、もう入らなければならない人たちがなぜ上位に上がらないのか。本当に必要な人がなぜ上位にいかないのかというような、入所の調整の仕組みと伺いますか、県とのやり取りもいろいろしていただいているようなのですけれども、この辺の本当の順番付けと伺いますか、この辺は何かあれでしょうか。なぜかという、これが正常か異常なのか分からないのですが、県の待機者数、人数を見ると、新発田市が6名、長岡市が6名、上越市1名、新潟市は184名と、実態としてこれだけの数がもうあがっているという中で、順番を待つ、待たない以外に、これは全く手を打たないのか、人口が多いからで済むのか。この辺少し考えてをお聞かせいただければと思います。

(高橋(英)委員)

同じ趣旨でもう少しお話をこれに付け加えたいと思うのですが、実は私は約 20 年前に新潟県障害福祉課で担当係長をやっておりました。その段階で、いわゆる部長さんの最初のあいさつにあった支援費制度の前後でありますけれども、その段階で新潟県の各圏域の中で長岡圏域と魚沼圏域はもう待機ゼロだったのです。

新潟市と県央圏域だけが突出して待機者が多い。これは何かというと実は非常にはっきりした話でして、いわゆる施設入所支援を必要とする障がい者の数に対して、圧倒的に施設のキャパシティがないということが県央圏域。

新潟市圏域は非常にそれが県内でも突出して貧しいエリアであると。これは県も認識しておりましたし、当時から市でもやはり認識されていたのだらうと思っております。

何が言いたいかというと、では今入所施設を増設することが国策、障害者基本計画そのほかの関係でできるかどうかという話になってくると、これは現実的に難しいと思っておりますので、できれば待機されている方一人一人、あるいは今後待機に回りそうな方一人一人の状況を先ほど重心の話の中で地域診断ということがありましたけれども、単に外形的にこういう障がい、こういう家族構成で、だけではなくて、この方が例えばグループホームでは対応できるのか。あるいは 1 人暮らしで、もしかすると非常に濃密なパーソナルケア、いわゆるホームヘルプサービス等を組み合わせれば対応できるのかという現実的にその方が生きていける、あるいは必要なサービスを受けられる体制を想定して調査をして、その結果、新潟市の中ではこういう形のグループホームがどれだけ必要なのか。あるいは、重度訪問介護に対応するようなヘルパーがどれだけ必要なのかという数値が出てくるように思うのでありますが、以上質問と意見でありました。

(広岡会長)

高橋(英)委員の本当に現実的な問題、それから意見だったと思います。事務局の方、これに触れてもらいたいのですけれども、どうぞお願いいたします。

(障がい福祉課介護給付係長)

入所待機、入所を含む地域移行ということ全般にご説明させていただきます。

障がい福祉の分野につきましては、今、地域移行を目指すこととなっております。福祉部における組織目標についても地域移行を取り上げています。

ただ、皆様もご存知のとおり地域移行を進めるための障がい福祉サービスが圧倒的に少なく、なおかつ報酬体系的もまだまだ整っていないというような現状があります。そのため、障がい福祉課としても地域移行ということばかり言っていられないということは現実でありますので、

二つの方策としてまず地域移行につきましては、例えばグループホーム、新潟太陽福祉会さんがやっていたりする強度行動障がいグループホームなどの施設入所に耐え得るグループホームにつきましては、施設整備補助、市の単独事業として重点的に毎年お金をつけようという事でやらせていただいて、グループホームに行ける方であれば事業所のほうに建ててもらいたいということをやっているところ。加えて強度行動障がいの方への支援。結局はヘルパーさんがいないという現状もこちらで把握しておりますので、やはり 10 年、20 年、強度行動障がいの方の対応ができるヘルパーというところでも、そちらも市の単独事業として予算をつけさせていただいているということがまず地域移行に対する新潟市の方策となります。

施設につきましてですけれども、高橋(英)委員のおっしゃるとおり、まず計画という部分があります。我々も課長や補佐と私が県にお願いに行き、地域移行の方針はわかると。ただ、現実的に新潟市および県央圏域の待機者数がずば抜けている。あと、新潟市は県における市民のパーセンテージが圧倒的に違うので、県が持っている施設の枠をくれないかという直接的な申込みに行ったところではあるのですが、現実的に今、平成 32 年度まで計画ができておまして、そちらを鑑みて、県はそれは難しい。平成 33 年度以降の計画で、もし新潟市が施設の定員を大幅に上げるということであれば、検討はしてもらえるといるところがまず 1 点目。先ほど出ましたコロニーについて、今年度から検討会議がスタートしましたので、市の障がい福祉課長が出席して、11 月からという話だったんですが、開催が流れたみたいで 12 月からになるかもしれませんが、新潟市の現状は違うというところを説明させていただきながら、コロニーの定員等、新潟市でももらえないかというようなことは、まずこれから言っていこうと思っております。

もう一つ、定員の部分の計画以外に施設を作りたいといっても、結局補助で国半分、市が 4 分の 1 というところで、国が今、地域移行という舵切りをしている段階で施設を作る、例えば、施設整備補助の補助金を申請しても、県および国が施設整備補助の採択をしないのではないかなという危惧もありますので、その辺も含めて施設の定員を新潟市がもらえないか、加えて施設整備補助の県、国からの莫大なお金になりますが、そちらをもらえないかというところでの 2 枚の方策を、こちらから県にまずお願いしているところです。

先ほど海老委員がおっしゃいましたけれども、行政的なものでなかなか動きが遅いのかという現実的なところで、今施設にいる人で地域移行ができる人、グループホームに耐えられる人も現実いるようなのです。そこで、海老委員にもお話を聞いたのですが、役所から 65 歳になると基本的には介護移行なのですが、介護の移行のところを役所からプッシュしてもらえれば、入所施設の定員が介護の施設にいたりということもあるので、そちらのほうを介護保険課等と検討しながらこれから進めていこうと思っておりますし、あと新サービスで、



日中サービス支援型共同生活援助ということで20名、短期がついた新サービスが始まったのですが、こちら事業所に聞いてもなかなかビジネスモデルにならない、検討段階の事業所は2つくらいあるのですけれども、その辺も含めて市の単独事業で、いろいろな複合的な形で入所待機の解消及び入所施設の増、地域移行の定員増ということで事務局では考えているところです。よろしくお願いいたします。

(広岡会長)

ありがとうございます。非常によく分かったのですけれども、菊地委員にお聞きしたいのですけれども、新潟太陽福祉会さんもグループホームだとかいろいろ作られているのですけれども、お金があったら施設はできるのでしょうかけれども、いろいろお話を聞いている部分では、やはり職員の問題、こちらのほうだといろいろ苦勞されているところもあろうかと思うのですけれども、その辺、現実問題をお話いただけますか。

(菊地委員)

まず1点目は、私も施設作るときに、従来の施設型のように簡単には考えてはいないです。ただ、それをもって先ほどの日中支援型のようなグループホームということであれば、個人的にはチャレンジはしてみたいと思うのですけれども、先ほどの相談支援専門員の確保と質の確保というものにもつながるのですけれども、やはり福祉のほうは、支援者も同じように人の確保とか質の確保となるとなかなか現実的ではないので、もう少し時間が必要かなと思っています。

ちなみに先ほど杉本さんから紹介いただいた行動障がい者向けのグループホームも、今4名の方が入所はされていますが、当然のごとく、そこだけを見れば人的にだいぶ人も出していますし、経営的に見ましてもだいぶ厳しい状況なのは変わりません。おかげ様で運営費の補助等、それで何とかやりくりしているというようなことですので、これを減らされると人も減らさなければだめだというようなことになるかと思っておりますので、やはり生きづらさを抱えている方、この待機者の中の、先ほど言った真の待機者と言われる人が、百何名のうちに20名なのか30名なのか、高橋先生が言われたようにその辺の調査をした上で、本当に必要な方に向けてのサービスの検討を事務局会議もしくは行政のほうで検討していただければと思っています。また、北区でも継続して検討をしていきたいと思っています。

(広岡会長)

ありがとうございます。事務局、杉本係長お願いいたします。

(障がい福祉課介護給付係長)

先ほど説明を失念しまして、おっしゃるとおり個々の地域診断ということで、区役所および障がい福祉課でやっていこうと思うことと、ヘルパーですが、高橋(英)委員がおっしゃった重訪ですね。重訪に限らずヘルパー自体が全く足りないというような現状でありまして、障がい福祉と介護保険の取り合いというような部分もありますので、ヘルパーについては今は少ないのかなど、その辺もどれくらいヘルパーがいれば現状は足りるのか等の明確な答えが出るかはわかりませんが、まずは個々の地域診断ということでは運営事務局会議で検討していこうと思います。よろしくをお願いします。

(広岡会長)

ありがとうございます。これに関してでも結構ですし、他の問題に関してでも結構です。どうぞ、高橋(隆)委員。

(高橋(隆)委員)

今の入所の待機者のことに関してお願いしたいことがあるのですが、真の待機者というのがどれくらいいるかというところで調査をされるという話をされていましたが、調査をするときにも年齢とかその人の状況とか環境がいろいろ変わっていくので、一番最初に聞いたことと何年か後では違うということと、今すぐに欲しいのだけれども、それがもらえないという状況になるので、あと利用したいときになかなか利用ができないということはもう何十年もつながっていると思うのです。私たち親はずっと待っていて、自分の子どもに合うところはどこなのだろうと探したときにも、うちの子どもは言葉もしゃべれないし、意思の疎通も難しいし、パニックもあるし、いろいろな変化に対応ができないので、夜中も騒いだりということも多くありますし、だからそこら辺も調査するときに決まった文言だけで聞いてもらってもそこから救い出せない話はたくさんあるので、そういうものを救い出すことができるような力を持っているワーカーというか聞き取りの方を増やしてほしいということはずごく思っています。

それとは別なのですが、緊急時の短期入所の利用についてというところですが、先ほどお試しにされたらどうですかと言われたのですが、私も短期入所の契約はしていますが1回しかまだ利用したことがありません。それも、自分の使いたいときになかなか利用できないということがあるので、それがどうしても施設の利用の状況というものも兼ね合っていることと、そこにはやはり人がたくさんいるのであって、先ほどからたくさんの方が相談のことにしても施設の運営に関して出てくることですが、やはり人が少ないという

ことで重度になればなるほど例えば医療的なケアが必要になればなるほど人の数は多く必要になるのでいろいろな形で人材を増やして、なおかつ適正なそういうサービスができるような人々をたくさん増やしていけるように、新潟市でももっとたくさん頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

(広岡会長)

今の高橋(隆)委員からのご質問で、真の待機者についてというところと、調査の聞き取りについて事務局いかがでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

今現在も待機というところで、区によっては更新のタイミングを確認したり、毎年もちろん状況が変わるのは当然ですので、お父さん、お母さんは毎年1歳年をとりますし、そういうところで、毎年確認している区もありますので、そちらのやり方等も踏襲しながらやっていこうとは思っております。

二つ目の人材という部分につきましては、障がい福祉の分野だけに限らず先ほども何度も申し上げました高齢者福祉の分野、そちらも含めて福祉人材の確保というのは、新潟市及び新潟県、日本全国問題になっておりますので、高齢者福祉のほうと併せて新潟市全体でやっていかなければいけない施策かと考えておりますし、こちらで私のほうでも連携をとっておりますのでやっていこうとは思っています。貴重なご意見どうもありがとうございました。

(高橋(隆)委員)

では、追加でなのですけれども、高齢になって65歳以上になったときに、障がい者の福祉のサービスのほうから高齢者サービスの介護保険に移行するのだということを私たち親はどれくらい知っているかというのは、知っていますか。

もしでしたら、前もそんなことを話したことがあるのですけれども、市報とかいろいろなものでそちらに移行するのだと、まず親のほうにまず教えていただくと親のほうでそれを分かっていたら、だんだん準備ができていくと思うので、そのような広報の方法もよろしくお願いします。

(障がい福祉課介護給付係長)

分かりました。確かにおっしゃるとおり、65歳になったら介護保険制度に移らなければいけないという、実は私も市政さわやかトーク宅配便などに行くときまだ把握されていないような、

周知が足りない部分とっております。

2、3年くらい前から各区の自立支援協議会においては、障がい福祉と介護保険の連携ということで地域において説明会をやらせていただいておりますし、そちらも重要なことだと思いますので、市報はどうかですが、段階的にですけれども、当然ですがこちらのほうもPRしていかなければいけない課題かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(山田委員)

今の65歳になってというお話ですが、一応介護保険というものがあって、そちらに移ることが順当だとは思いますが、施設の中にはグループホームでも最後まで看取ろうという施設も最近出てきておまして、親のほうもできればそのグループホームを選んだのだから、最後までそこで見ていただければいいなという方も増えております。なので、機械的に65歳になったらということではなく、いろいろな場合が考えられるので、そのようなものも盛り込んでいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(障がい福祉課介護給付係長)

それは施設側とお話するのは当然の部分かと思っておりますので、ご本人、ご家族等々との相談のうえ、65歳になったからといって、障がい福祉のグループホームを退所しなければならないというような施策は全くっておりませんので、相談しながら納得のいくような形でということと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(櫻井委員)

今の山田さんのお話を聞かせていただきながら、いくつかのケースを思い出すのですが、今39歳でも40歳を迎えるところで介護保険への移行という話が来る方が出てきています。その中に、今までは同年代の方と過ごせていたのに、翌日からもう90歳、100歳に近い方と一緒に暮らせと言われてしまうことに対して、受け入れられないという方も本当にいらっしゃいます。

それから、介護保険の施設に移行するというお話も、確かに考えとしては同じところはあるのですが、技術として障がい特性だとかをしっかりと受け入れられる体制を、本当に介護保険適用の施設があるのかどうかというところは、私たちも移行の方のお手伝いをする際にいつも苦慮しております。

特に、精神疾患の方などの受け入れ先がないというところに関しては、かなり課題が多いかと思っておりますので、ぜひとも障がい福祉それから介護保険の分野として、新潟市としてもぜひ一

緒に検討を重ねていていただきたいというところをお願いを一つお話させていただきました。ありがとうございました。

(広岡会長)

65歳になると介護保険が優先ということかと思うのですけれども、なかなか利用者それから保護者の方々がまだ分かっていないという部分で、以前から各区でも自立支援協議会が中心になって、いろいろ介護保険の説明会ですとか、介護のほうの方々との連携と、昨年東区でも介護保険の説明会を開かせていただいたら、100人以上の方が集まられて非常に良かったということもありました。そのところで、やはり詳しい説明ですとかそういったものを早い段階の説明。1年前になって、こうなのだということではなくて、もっと前々からやはり説明をしっかりとしていくべきだということをいろいろな会議でも感じております。

他の方々のご意見よろしいでしょうか。

(坂詰委員)

南区にあります新潟白根総合病院の坂詰でございます。資料3の6ページの秋葉区自立支援協議会よりということで、市全体で医療的ケアが必要な障がい児者の住み慣れた地域をより良くするために医療を含めた多職種で…、というものがありますが、実際私が今回病院の立場だけではなくて在宅医療介護連携ステーションという立場で出席したことも多分そういうところと、あと第7次医療計画で医療ケアの必要な児童の対象に対する施策を充実していこうということはあったので、ぜひこの辺に関しては各区の在宅医療介護連携ステーションの医療ソーシャルワーカーと連携をとって行ってほしいということがまず1点です。

あと、文部科学省が私も資料をちらっとしか見ていないのですけれども、虐待防止のためにスクールソーシャルワーカーを配置するように予算要求をしております。そこと少し絡めながら、この医療的ケア児の対応といいますか支援に関して、ぜひ新潟市で課を横断してスクールソーシャルワーカーを配置するようなたらきかけをしていただくと、先ほどの私が虐待の話をしたときにそこは児童相談所の管轄だということでお話ありましたが、実はここに私は話を持っていきかけたのです。

スクールソーシャルワーカーと基幹相談支援センターだとか、あるいは相談支援事業所だとかそういうところに、そちらに予算を配分指定するソーシャルワーカーの役目という形が良いのかどうか分からないのですけれども、要はお金がなくて人が配置できなくて相談ができないのであれば、虐待の絡みでスクールソーシャルワーカーを文部科学省は今年の予算要求で中学校区に1人スクールソーシャルワーカーをおくような予算要求をしていて3分の1くらい補助を

出すという感じで見られているみたいです。結果どうなったのか分からないのですが、実際そういうところでスクールソーシャルワーカーを配置させるような市全体のはたらきかけと障がい児者施策のところに絡めているような運動をここからやっていっていただけたらという、要望です。

(広岡会長)

ありがとうございます。スクールソーシャルワーカー、質問を先ほど坂詰委員からお話を聞いて、皆さん初めて聞かれる方もおられると思うのですけれども、事務局からその辺の説明等をお願いします。

(障がい福祉課介護給付係長)

前段というところで、坂詰委員のおっしゃるとおり、今年度から委員の改選というところで地域医療推進課を含めて私のほうでも会議に出させていただきながら各区に、確か一つの区だけ間に合わなかったかもしれないのですけれども、そちらの病院の方というか、入れていただいたところですよ。

新潟市の地域福祉計画でも、医療的ケア児の協議の場ということで今回設置させていただいて、情報提供ですが、実は今月の頭に私も国に行って、医療的ケア児の横断的な部分ということで会議に参加してきたのですが、そこの中で障がいのほうでは医療的ケア児コーディネーター、こちらは県が主体となって、対象は相談支援専門員などの方々に障がいの部分ではとってもらおうかというところですよ。

確かに坂詰委員のおっしゃる学校のほうが平成 31 年か平成 32 年からというところで、学校の医療的ケア児のコーディネーターか何かというところでの、少しうろ覚えですけども、各市で予算付けがあって手を挙げないかということがありましたので、その辺も学校支援課に、今日もオブザーバーで来てもらっていますけれども、情報提供をさせていただきながら、学校および福祉の分野ということと併せてやっていこうと思います。学校支援課がもし分かる部分があれば。

(学校支援課指導主事)

学校支援課の岡田です。医療的ケアについてのスクールソーシャルワーカーというのはあまり動いていません。大体、虐待とか、学校に入っている要対協の方とかそういう方についてのスクールソーシャルワークをしています。

医療的ケア児は今、学齢期のお子さんは 5 名が対象になっていて、その 5 名について、私は

学校支援課の特別支援班ですけれども、主に対応するのは特別支援班ということで、私たちが医療的ケアのほうでか関わっております。主に関わるのは学校看護師の配置とか、実際の学校教育の中でどういうふうに進んでいくかということをつなぐという役割を私がしていて、実は地域までは正直つなぐことができていないというのが現状かと思えます。

(坂詰委員)

地域につなぐというところが多分ソーシャルワーカーの得意分野だと思ったので、ぜひそういう活用の仕方も良いなという意見です。

(菊地委員)

先ほどの入所待機者の中で一言お願いといえますか。少し狭い話になって申し訳ないのですが、私ども法人の通所部というか通所施設の保護者会にも私は時々それぞれにお邪魔するのですが、入所待機者には入っていないのですけれども、今話題はグループホームを作ってほしいという、直接行政に行かれている保護者もいるかと思うのですけれども、今、入所施設のところは良いですけれども、通所のところは、全部夜のナイトケアというものが足りないから、早くグループホームを作ってほしい、作ってほしいと、法人に要望が出てくるわけです。つまり、入所の待機者には全く名前もあがってきていないのだけれども、グループホームなのか分からないけれども、夜のケアを待っている保護者がいるということ。だから、調査をする中で先ほど高橋(隆)委員が言いましたけれども、どんな調査の仕方をするかという話もありましたけれども、入所施設の待機だけに限らず夜の特別な支援を受けたい方というのも間違いなくいますので、これも調査の中で枠組みに入れていただければという要望です。

(広岡会長)

その辺の調査に関して、係長お願いします。

(障がい福祉課介護給付係長)

分かりました。一つ一つ運営事務局会議を含めながら検討していこうと思いますので、お願いいたします。

## (5) 地域生活支援拠点等事業の実施状況

(広岡会長)

(4)の議事は終わらせていただきまして、(5)地域生活支援拠点等事業の実施状況についてで

す。こちらは事務局から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課介護給付係 工藤)

次第3の議事(5)地域生活支援拠点等事業の実施状況について、新潟市障がい福祉課の工藤と申します。私から説明させていただきます。

平成30年度から地域生活支援拠点等事業としてスタートした、新潟市障がい者夜間休日相談支援事業について、今年度から就任された委員の皆様もいらっしゃいますので、事業の概要を簡単にご説明させていただいたのち、現在の状況と今後の予定をご説明させていただきます。まず資料4-2をご覧ください。こちらはこの事業の利用者向けのご案内です。1番のところですが、この事業は、在宅で生活する障がいのある方とご家族が住み慣れた地域で継続して安心した生活を送るため、夜間休日専用のコールセンターを設置するもので今年度の4月からスタートしました。2番のところですが、名称を障がい者夜間休日コールセンター「らいとほうす」として、本市が社会福祉法人新潟太陽福祉会に委託して事業を実施しています。開設時間は、平日の17時30分以降翌朝8時30分までと土日祝日の24時間です。平日の日中は市内4箇所に設置する障がい者基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所が窓口機能を担います。3番のところですが、この事業では、個別相談支援と一般相談支援の2種類の支援を用意しています。個別相談支援は、要件を満たす方のみ登録することができます。要件については、資料4-1の7ページをご覧ください。資料4-1は前回第20回全体会でもお示しした資料です。①は18歳未満の強度行動障がい児に関する登録要件です。短期入所、行動援護の支給決定を受けている者のうち「自傷・他害、器物破損」に関する調査項目で「ほぼ毎日支援が必要」と認定を受けている方が対象です。②は18歳以上の強度行動障がい者に関する登録要件です。行動関連項目調査結果合計点18点以上で、かつ自傷又は他害に関する調査項目で「ほぼ毎日支援が必要」と認定を受けている方が対象です。③のところに、「高齢の介護者のみと生活する重度知的障害者」と記載してございますが、こちらは今後新たに設定する予定の要件です。①、②のご本人の行動障がいに関する要件には当てはまらないが、高齢の介護者のみと生活していて、例えば介護者が急に入院してしまった場合に介護者が不在になってしまうような方を想定しています。ただし、①及び②の要件に当てはまる方の登録は現在3名(児2名、者1名)であり、登録要件を満たすすべての方への申請勧奨が完了していないため、まずはこちらの申請勧奨に力を入れつつ、3つ目の要件でカバーする範囲の検討を進めていきます。資料4-2に戻ります。個別相談支援では、緊急時対応プランをあらかじめ作成します。緊急事態発生時はプランに基づき、相談支援、自宅への訪問支援、施設での受入れ支援等を提供します。登録者には個別相談支援専用の電話番号をあらかじめ通知します。緊急時対応プランのイメージは、資料



4-1 の 9 ページのとおりです。新潟市では、この事業の開始にあたり、市内で知的障がいがある方の受け入れが可能な 6 つの短期入所事業者と協定を締結し、この事業での緊急受け入れ等にできる限りご協力いただくことを確認しています。次に資料 4-2 に戻り、もう一つの支援である一般相談支援です。こちらにも障がいのある方ご本人や、ご家族からの相談を受け付けます。こちらは登録者以外の方もご利用いただけます。ただし、原則として電話による相談支援のみで、訪問や来所による相談には対応できないこととしています。次ページ以降は、個別相談支援の登録までの流れです。少し省略させていただいて、次に 4 番の緊急事態発生時についてです。個別相談支援で対応できる支援内容ですが、ご本人がパニック状態等になり、ご家族だけでは対応困難になった場合の介入や、急な介護者不在による緊急的な受入れ支援等です。ここに記載のようなご相談に対しては支援を提供できないとしています。最後に資料には記載がございませんが、これまでの対応件数等です。一般相談支援は、4 月から 9 月までで合計 54 件、そのうち 9 割近くが平日の支援であり、土日祝の支援は約 1 割となっています。個別相談支援は、4 月から 9 月までで合計 17 件、そのうち約 65%が平日の支援であり、土日祝の支援は約 35%となっています。以上で地域生活支援拠点等事業の実施状況の報告を終わります。

(広岡会長)

ありがとうございました。この件に関して皆様からご意見ご質問とごさいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

実際やられております「らいとほうす」の細井コーディネーターから、今まで 54 件でしたか、ケースがあったと思うのですけれども、その中で困ったこととか、実際やられてみて何か感想等ありましたらお願いしますか。

(らいとほうす主任コーディネーター)

コールセンターの細井でございます。皆様お疲れ様です。それでは簡単に、4 月から今 10 月まで進めてまいりまして、どのような現状だったかというところですが、やはりまだ個別相談支援対象者の登録が進んでいない状況にあるかなとは思っております。ただ、いろいろ認知度が広がってきたかなということで、各種お問い合わせは多くいただいているかというところでございます。

数年前からのコールセンター事業というものを以前から持っていましたけれども、その頃からお付き合いさせていただいていた方々がやはり最初の段階から登録になったかなというところでございます。区としましては、一応北区、東区、中央区くらいまでは頻繁な問い合わせがあると思っておりますが、やはり以前十字園さんが担当されていた西区、西蒲区のほうに関し

ては、まだまだうちとしてお付き合いがないところが多いのかなというので、これからの課題かと思っております。

現状、やはり自宅内で興奮されて、その日をどう過ごすかというところで、一晩の対応をどうするかというところを主としておいていますが、それ以上に件数として多かったのが、高齢世帯の方もしくはシングルのご家庭の方で急遽入院になりましたというようなケース、この夏場7例くらいありまして、その方の親御さんの入院期間中の緊急時の受入先というところの調整が夏場は非常に多かったというところでもあります。

先ほど、入所待機の問題もあったかと思うのですが、同じ方が何度も入退院を繰り返すという状況にある、このご家庭は本当に非常にまずい状況にあるのだろうというような例もありました。そこら辺がやはり本当に入所が必要な方ということにつながっていくのだろうというふうにお話を聞いていて思いました。

もう一つは、虐待の案件も、うちは実は夜間、休日の虐待も通報窓口となっていますが、実は今年度に入りまして4例対応させていただいております。成人が2名、児童は2名です。

その他で、これは虐待といえるかどうかというところが非常に難しいところですが、両親が障がいのある方で、ご本人様も障がいがあるという、障がいのある方3人の生活をされている方で、お母さんが入院されて、お父さんが養育義務を果たせない事例の方で、ネグレクト気味になっている状況にあるというところで、緊急でうちで受け入れたというようなところもやはり対応させていただきました。

児童に関しての虐待だと、直接的に学校からもしくは区の方からご連絡をいただいたケースのほうが多いです。成人の虐待のケースの相談については、通われている通所の施設の職員の方からと行政の方からです。いずれも相談ではなく、当事者の周囲の方からの通報がこちらに来て、対応させていただいております。

児童の方に関しましては、児童相談所にもご連絡がいついたはずだと思います。ただ、障がいの重度さゆえに、ちょうどその頃児童相談所が満員だったということで、夏休み期間中だったので満員の状況だったということで、併せてうちが重度の自閉の方ですので、緊急受入れをしたというような状況であります。ですので、多分数としてのってきていない虐待と思われる、埋もれているケースが多分こちらに集まってきているのかという状況にもあるのかなと思います。

この事業の特徴としましては、うちは電話窓口ですが、太陽の村が併設されていますので、太陽の村の短期入所を活用するという権限を私はいただいておりますので、それができるところが非常に良いところなのだと思いますが、やはり限界はあるのかという部分もありまして、今後の課題かと思っております。もちろん、ここに載っております協定を結ばせてい

ただきました6事業所の方々に回らせていただいた事例も今年度中にもう出ていますので、その際には今年新設されました緊急時短期入所受入加算というものも算定していただいておりますので、うまく活用できているかと思いますが、今後数が増えるとうようなのかというところはまだまだ言えない状況ではあると思います。

つたない説明で申し訳ありませんが、こんな感じで進めておりました。以上です。

(広岡会長)

ありがとうございました。本当に実際やっておられる細井コーディネーターからお話をいただいて、事例ですとか虐待事例ですとかそんなところもあるのだということが改めて知らされたと思っております。ありがとうございました。これに関してはよろしいでしょうか。皆様から何か。よろしいですか。

それでは、議事は3番までの記事を終わらせていただきまして、円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

## 4 その他

(広岡会長)

続きまして、次第4その他といたしまして、障がい福祉課就労支援係からのお知らせがございますので、就労支援係からお願いします。

(障がい福祉課就労支援係長)

皆様、お疲れ様です。就労支援係の横野と申します。いつもお世話になっております。私からは2件セミナーのご案内をさせていただきたいと思っております。配付しております資料5をご覧ください。1枚目は「にいがた就労支援セミナー」ということで、新潟労働局が主体となって毎年開催しております。今年は11月6日に新発田市生涯学習センターで開催されます。基調講演は様々な支援技法の開発を行っている障害者職業総合センターの宮澤研究員から「精神障害者の雇用に係る企業側の課題とその解決方策」と題してお話をさせていただきます。

続いて2枚目ですが、障害者雇用推進フォーラムということで、ハローワーク新潟、新潟市、新潟県の共催で開催いたします。11月14日、会場は朱鷺メッセの国際会議室です。基調講演は新潟市こころの健康センターの福島所長より「障がいのある人と共に働くための基礎知識」と題して、精神疾患と精神障がいについてわかりやすくお話させていただきます。

どちらも精神障がいテーマになっておりますが、今年から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加えられて、ますます企業の精神障がい者雇用が進んでいます。現にハローワークの

新規求職申込は約半数が精神障がい者ですし、こあサポートの登録者の約半数が精神障がい者という状況です。ですので、一緒に働く方から正しい知識を持っていただいて、必要なサポートをしていただくことで安心して長く働いていただきたいと考えております。どちらかご都合のつくほうに参加していただければと思います、よろしく申し上げます。以上です。

(広岡会長)

横野係長、ありがとうございました。

それでは、これで第 21 回新潟市障がい者地域自立支援協議会の全体会を終了させていただきたいと思います。皆様、円滑な議事進行にご協力をいただき本当にありがとうございました。

それでは、事務局にお戻しいたします。